■Article（vol.12）■……

# 「政治資金規正法」改正と税理士の役割

日税連総合企画室委員　宮川雅夫

……

## １．政治資金規正法の抜本改正

近年の最大の政治課題であった「政治と金」の問題を解決するための当面の着地点が見えてきた。

本年12月4日、与野党の政治資金規正法改正に関する実務者協議において、「１円以上」の領収書公開や、第三者機関を新設して政治資金収支報告書の監査を行うことを柱とする新制度の導入について基本合意がなされた。

この合意により、政治資金規正法の抜本改正を柱とする関連法案が、今国会において議員立法により成立することが確実となった。

## ２．政治資金監査制度の創設

本改正案のポイントは、「１円以上」の領収書を原則公開とするほか、「政治資金監査制度」を創設する点にある。

以下にその概要を示す。

・総務省内に第三者機関である「政治資金適正化委員会」を設置する。
　委員は、有識者の内から、国会の議決による指名に基づいて任命することとし、委員会の任務は次の通りとする。
　　①収支報告書記載に係る基本方針の策定
　　②「政治資金監査」マニュアルの作成
　　③「登録政治資金監査人」の登録及び取消
　　④「登録政治資金監査人」の研修
　　⑤政治資金に関する解釈の助言・相談

・対象となる「国会議員関係政治団体」は次の通り。
　　①国会議員・候補者の資金管理団体（政党以外）
　　②国会議員・候補者を推薦することを目的とする政治団体
　　（寄付金控除適用団体に限る）

## ３．国会議員・候補者を代表者とする政党支部

・「登録政治資金監査人」の資格は次の通り。
　　①弁護士
　　②公認会計士
　　③税理士
　　以上の者は「政治資金適正化委員会」に登録し、研修を受けることによ



※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

り「登録政治資金監査人」となることができる。

・「政治資金監査」の概要は次の通り。

「登録政治資金監査人」は、「国会議員関係政治団体」の支出に関して、収支報告書に関する会計帳簿・明細書・領収書の原本について、政党助成法の外部監査と同様の「政治資金監査」を行う。

政党助成法施行規則に基づく外部監査に倣うとすると、「政治資金監査」では、概ね次の点を確認することになると考えられる。

①会計帳簿、領収書が保存されていること

②会計帳簿には政治資金に係る収支の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること

③収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書等に基づいて収支の状況が表示されていること

④領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていること

・「政治資金監査報告書」

「国会議員関係政治団体」の会計責任者は、「登録政治資金監査人」の作成した「政治資金監査報告書」を収支報告書に添付して、総務大臣又は都道府県選管に提出する。

・適用時期

改正法は2008年1月より施行。準備期間を経て、2009年分の収支報告書（2010年5月末提出）から適用する。

・ 税理士の役割

この制度は、政治資金の支出に関する部分について、専門家による外部監査を強制することにより、国会議員及びその候補者の政治資金の透明性を高めることを目的としている。

ところで、民主党は、党の方針として、2005 年より、「国会議員総支部」の収支報告書について、公認会計士又は、税理士による外部監査を実施しており、多くの税理士がこの監査を行っている実績がある。

このことからも、新設される「政治資金監査制度」の担い手として、税理士に対して大きな期待が寄せられていることが窺える。

国民の大きな関心事である「政治と金」の問題の解決にあたって、税理士の専門性を生かして社会貢献していくことは有意義であり、税理士はこの制



※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

度の趣旨にそって積極的に協力すべきである。

　また、これを機会に、税理士の専門家としての声を国政に届けるための活動が、より活発になることを望みたいと思う。

以　上



※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。